

静岡県建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第41号

静岡県建設工事執行規則の一部を改正する規則

静岡県建設工事執行規則（昭和50年静岡県規則第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(不可抗力による損害)</p> <p>第36条 工事目的物の引渡しが行われたとみなされる前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で当事者双方の責めに帰すことができないもの（以下「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害を生じたときは、請負者は、その事実の発生後直ちにその状況を契約担当者に通知しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 契約担当者は、前項の規定により確認された損害のうち、この規則の定めるところにより行った検査若しくは立会い又は整備された見本等その他の請負者の工事に関する記録等により確認することができた<u>工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具</u>に係る損害の額（請負者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づく損害の額及び保険てん補部分の額を除く。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）を負担しなければならない。ただし、<u>損害合計額のうち請負代金額の100分の1に相当する額に至るまでの金額</u>については、この限りでない。</p>	<p>(不可抗力による損害)</p> <p>第36条 工事目的物の引渡しが行われたとみなされる前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で当事者双方の責めに帰すことができないもの（以下「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具 <u>(以下この条において「工事目的物等」という。)</u>に損害を生じたときは、請負者は、その事実の発生後直ちにその状況を契約担当者に通知しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 契約担当者は、前項の規定により確認された損害のうち、この規則の定めるところにより行った検査若しくは立会い又は整備された見本等その他の請負者の工事に関する記録等により確認することができた<u>工事目的物等</u>に係る損害の額（請負者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づく損害の額及び保険てん補部分の額を除く。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）の<u>範囲内において請負代金額に相当する額に至るまでの額から、当該損害合計額の範囲内において請負代金額の100分の1に相当する額に至るまでの額を差し引いた額</u>を負担しなければならない。ただし、<u>災害応急対策又は災害復旧に関する工事に係る損害については、契約担当者が損害合計額を</u></p>

4 (略)

5 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の損害の負担については、第3項本文中「損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「保険てん補部分の額」とあるのは「保険てん補部分の額の累計」と、「損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、同項ただし書中「損害合計額のうち請負代金額の100分の1に相当する額」とあるのは「損害合計額のうち請負代金額の100分の1に相当する額に既に負担した額を加えた額」として同項を適用する。

(契約担当者の催告によらない解除権)

第52条の2 契約担当者は、請負者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに請負契約を解除することができる。

(1)～(9) (略)

(10) 請負者（請負者が共同企業体を結成している場合にあつては、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（請負者が個人である場合にあつては当該個人をいい、請負者が法人である場合にあつては当該法人の役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

負担するものとする。

4 (略)

5 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の損害の負担については、第3項本文中「損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「保険てん補部分の額」とあるのは「保険てん補部分の額の累計」と、「損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1に相当する額に至るまでの額」とあるのは「請負代金額の100分の1に相当する額に至るまでの額及び既に負担した額」と、同項ただし書中「損害合計額」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額」として、同項の規定を適用する。

(契約担当者の催告によらない解除権)

第52条の2 契約担当者は、請負者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに請負契約を解除することができる。

(1)～(9) (略)

(10) 請負者（請負者が共同企業体を結成している場合にあつては、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（請負者が個人である場合にあつては当該個人その他経営に実質的に関与している者をいい、請負者が法人である場合にあつては当該法人の役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団又は暴力団員等であると認められるとき。

立 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められるとき。

エ (略)

オ～ク (略)

2 (略)

様式第3号 (略)

建設工事請負契約書 (略) 1～7 (略) (略)

様式第3号の2 (略)

建設工事請負契約書 (略) 1～7 (略) (略)

様式第4号 (略)

建設工事請書 (略) 1～5 (略) <u>6</u> (略) (略)

イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められるとき。

ウ (略)

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用していると認められるとき。

オ～ク (略)

2 (略)

様式第3号 (略)

建設工事請負契約書 (略) 1～7 (略) <u>8</u> 建設発生土の搬出先等 (略)

様式第3号の2 (略)

建設工事請負契約書 (略) 1～7 (略) <u>8</u> 建設発生土の搬出先等 (略)

様式第4号 (略)

建設工事請書 (略) 1～5 (略) <u>6</u> 建設発生土の搬出先等 <u>7</u> (略) (略)
--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年1月1日から施行する。ただし、第36条の改正及び附則第3項の規定は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第52条の2及び様式第3号から様式第4号までの規定は、この規則の施行の日以後に締結した請負契約に係る建設工事について適用し、この規則の施行の日前に締結した請負契約に係る建設工事については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第36条の規定は、附則第1項ただし書に規定する改正の施行の日（以下「一部施行日」という。）以後に締結した請負契約に係る建設工事について適用し、一部施行日前に締結した請負契約に係る建設工事については、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際現に改正前の静岡県建設工事執行規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。